

高山市告示第29号

高山農業振興地域整備計画を変更しようとするので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画の案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

なお、高山市の区域内に住所を有する者は、当該変更後の農業振興地域整備計画の案に対して、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、次により市長に意見書を提出することができる。提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果については、当該農業振興地域整備計画を変更した旨の公告のときに、併せて公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該変更後の農用地利用計画の案に対し異議があるときは、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、次により市長に異議を申し出ることができる。

令和8年4月20日

高山市長 田 中 明

- 1 変更後の農業振興地域整備計画の案及び変更をしようとする理由を記載した書面の縦覧期間
自 令和8年4月21日
至 令和8年5月20日
- 2 変更後の農業振興地域整備計画の案及び変更をしようとする理由を記載した書面の縦覧場所
高山市役所 農政部農務課 高山市花岡町2丁目18番地
- 3 変更後の農業振興地域整備計画の案に対する意見書の提出先等
 - (1) 提出先 高山市役所 農政部農務課
 - (2) 提出方法 書面の持参又は送付による
 - (3) 提出期限 令和8年5月20日
- 4 変更後の農用地利用計画の案に対する異議の申出等
 - (1) 申出先 高山市役所 農政部農務課
 - (2) 申出方法 書面の持参又は送付による
 - (3) 申出期限 令和8年6月4日